

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金 再支給のご案内

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の
受給期間が終了した世帯に対し、再支給が可能です。

1 支給対象世帯

- 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（初回）の支給が、既に終了したこと
（自立支援金（初回）の支給の最終月である世帯も申請可能）
- 世帯の生計を主として維持していること
- 世帯の中で生活保護、職業訓練受講給付金を受給している者がいないこと
- 世帯の収入・資産が下記の基準額以下であること

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
収入	115,000円	164,000円	201,000円	238,000円	276,000円
資産	486,000円	738,000円	942,000円	1,000,000円	1,000,000円

- 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
 - イ) ハローワーク等の公的な無料職業紹介の窓口で求職の申し込みをし、常用就職（期間の定めが6か月以上の労働契約）を目指して以下に掲げる求職活動を行うこと
 - ・ 月1回以上、松江市くらし相談支援センターの面接等の支援を受ける
 - ・ 月1回以上、ハローワーク等の公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける
 - ・ 月1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
 - ※支給期間中は、毎月、書類にて求職活動のご報告をしていただきます。
 - ロ) 就労による自立が困難であり、自立支援金の給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

**※本支援金の該当の可否を確認する場合は、
支給要件確認用チャートをご確認ください。**

2 支給額・支給期間

月額の支給額（支給期間：3か月間）

単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
6万円	8万円	10万円

申請期限：令和4年12月31日

3 支給のための手続き

■ 窓口又は郵送でご申請ください。

・ 窓口申請：松江市在宅福祉サービスセンター（所在地：松江市千鳥町71番地）
電話番号：0852-55-5035

※窓口で申請される場合は、必ずお電話にて事前予約をお願いします。

・ 郵送先：松江市 健康福祉部 生活福祉課 自立支援係（松江市末次町86番地）

申請に必要な添付書類

①再支給申請書（様式第1号の2）	
②再支給申請時確認書（様式第2号の2）	
③本人確認書類	運転免許証、健康保険証、住民票等の写し
④収入がわかる書類（※世帯全員）	収入：給与収入（天引き前の総支給額）、事業収入、年金、手当、雇用保険金、仕送り等
⑤資産がわかる書類（※世帯全員）	通帳の写し（必ず直近まで記帳されたもの）
⑥求職活動関係書類	申請書に求職番号等を記載 生活保護申請中の場合は、保護申請書の写し
⑦振込先口座がわかる書類	支給口座の通帳の写し
⑧自立支援金（初回）の決定、過去の支給の状況がわかる書類	自立支援金（初回）の支給決定通知書の写し、自立支援金（初回）が振り込まれていた通帳の写し等

※⑦・⑧の書類は初回と同一自治体への申請の場合は省略可。

お問い合わせ

厚生労働省コールセンター 0120-46-8030

【受付時間】 平日9:00～17:00

特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

申請に必要な書類の詳しい情報もご確認いただけます。

URL：<https://corona-support.mhlw.go.jp/index.html>




 自立支援金を利用できない方、自立支援金を受け終わった方へ

月10万円の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講できる求職者支援制度など、新型コロナの影響により生活にお困りの方を支えるための支援策を他にも用意しています。各種支援策はこちらからご確認いただけます。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13694.html



 「新型コロナ生活困窮者自立支援金」を装った
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。